

## **[事案 29-177] 損害賠償請求**

・平成 30 年 4 月 24 日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約時、年金受給権取得時の贈与税課税についての募集人の説明が誤っていたことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 4 年 3 月に個人年金保険を勧められ、夫が契約者で妻が受取人であれば贈与税がかかるのではないかと募集人に確認したところ、贈与税はかからないと説明されたのを信じ、夫が契約者となり、無収入の自分を被保険者・年金受取人として加入することになった。しかし、このたび年金受給権の評価額に対して課税されたので、支払済みの贈与税額から個人年金保険料控除により夫が所得税の減税を受けた金額を差し引いた金額を、募集人の虚偽の説明による損害として賠償してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 贈与税に関して誤説明がなされた事実はない。
- (2) 贈与税に関する質問それ自体が不自然であり、申立人の主張は信用性が乏しい。
- (3) 当社には贈与税に関する説明義務はないが、各種案内によって贈与税に関してお知らせしている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は死亡しており、事情聴取を実施できなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人が虚偽の説明を行ったことは認められず、不法行為による損害賠償請求は認められないものの、審理において現れた諸事情を総合し、さらに紛争の早期解決という観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。